



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和4年5月24日火曜日 第309号

◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 494

告 示

落札者等の告示..... (防災危機管理課) ... 496

地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 497

肥料の登録の失効..... (農産園芸課) ... 497

都市計画の変更（一部変更）（2件）..... (都市計画課) ... 497

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 497

土地改良区の定款変更の認可..... (") ... 497

道路の供用開始（県道久万中山線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 497

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 498

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第27号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の实情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。</p>	<p>別表1（第3条関係） 救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものである。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の实情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>5,714,000円</u>以内とする。</p>

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,180円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
冬季	10月から翌年3月まで	円 31,000	円 40,100	円 55,800	円 65,300	円 82,200	円 11,300

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	円 省略
冬季	10月から翌年3月まで	円 9,900	円 12,900	円 18,300	円 21,800	円 27,400	円 省略

エ 省略

(ウ)～(キ) 省略

イ 省略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア・イ 省略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。

エ 省略

(2) 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア・イ 省略

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に定める額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900
冬季	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 省略
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 省略

エ 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 655,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,700円

中学校生徒 1人当たり 5,000円

高等学校等生徒 1人当たり 5,500円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 213,800円以内、小人 170,900円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均 138,300円以内とする。

ウ 省略

12 省略

4・5 省略

6 被災した住宅の応急修理

ア 省略

イ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 595,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円

ウ・エ 省略

7 省略

8 学用品の給与

ア・イ 省略

ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に定める額以内とする。

(ア) 省略

(イ) 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,500円

中学校生徒 1人当たり 4,800円

高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

エ 省略

9 埋葬

ア・イ 省略

ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり大人 215,200円以内、小人 172,000円以内とする。

エ 省略

10 省略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

ア 省略

イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行つた1世帯当たり平均 137,900円以内とする。

ウ 省略

12 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第568号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
震度情報ネットワークシステム計測震度計等更新業務の委託 一式	愛媛県県民環境部 防災局防災危機管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年5月11日	西日本電信電話株式会社 四国支店 愛媛県松山市一番町四丁目3番地	233,200,000円	一般競争入札	令和4年3月29日

○愛媛県告示第569号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する令和4年度の事業計画を、令和4年4月1日次のとおり定めた。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 調査を行う者の名称, 調査地域, 調査期間, 摘要. Rows include 今治市, 八幡浜市, 新居浜市, 西条市, 四国中央市, and 松前町.

○愛媛県告示第570号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中村時広

Table with 6 columns: 失効年月日, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), 生産業者の氏名又は名称及び住所.

○愛媛県告示第571号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

○愛媛県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
2 都市計画を変更する土地の区域
松山広域都市計画区域

○愛媛県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和4年5月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画区域区分
2 都市計画を変更する土地の区域
松山広域都市計画区域

○愛媛県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月24日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Rows for 理事 (尾崎精一) and 監事 (星川賢二).

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Row for 理事 (高橋藤信).

○愛媛県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市大町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月24日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵2792番3	令和4年5月24日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
1～3 省略 4 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者住宅スウィング大町</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームせせらぎ</td> <td>特別養護老人ホーム</td> <td>西条市大町736 - <u>1</u></td> <td><u>令和4年5月13日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	省略				サービス付き高齢者住宅スウィング大町	省略			特別養護老人ホームせせらぎ	特別養護老人ホーム	西条市大町736 - <u>1</u>	<u>令和4年5月13日</u>	省略				1～3 省略 4 老人ホーム <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者住宅スウィング大町</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	省略				サービス付き高齢者住宅スウィング大町	省略							省略			
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日																																						
省略																																									
サービス付き高齢者住宅スウィング大町	省略																																								
特別養護老人ホームせせらぎ	特別養護老人ホーム	西条市大町736 - <u>1</u>	<u>令和4年5月13日</u>																																						
省略																																									
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日																																						
省略																																									
サービス付き高齢者住宅スウィング大町	省略																																								
省略																																									
5・6 省略	5・6 省略																																								